

美しい県土づくり推進会議

美しい県土づくり推進大会

資 料

日 時 平成25年2月1日(金)

場 所 ベルクラシック甲府 3階 グレース

目 次

| | | |
|------------------|-------|-----|
| プログラム | ----- | 1 |
| 推進会議設立趣意書 | ----- | 2 |
| 推進会議規約 | ----- | 3～4 |
| 推進委員会委員名簿 | ----- | 4 |
| 推進会議構成団体等 | ----- | 5～6 |
| ポスターセッションの案内 | ----- | 7 |
| 美しい県土づくり大賞受賞者一覧 | ----- | 8 |
| 山梨県美しい県土づくり推進宣言文 | ----- | 9 |

基調講演

「やまなし景観論」

北村眞一(山梨大学大学院 教授)

美しい県土づくり大賞受賞者による取組みの報告

①「富士山と湧水の織りなす風景を継承するために」

忍 野 村

②「甲州民家集落のまちづくり(甲州民家情報館の利活用)」

NPO法人山梨家並保存会

プログラム

第1部 美しい県土づくり推進会議総会（13：00～13：30）

1 開 会

2 挨拶 山梨県県土整備部長

3 議 事

- ・新たな構成団体入会について
- ・規約の改正について
- ・推進会議の活動等について

ポスターセッション（13：30～14：00）

美しい県土づくりの取組みに関する発表と交流

（美しい県土づくり大賞受賞者の紹介コーナーを併設）

第2部 美しい県土づくり推進大会（14：00～16：00）

1 開 会

2 挨拶 山梨県知事

3 挨拶 山梨県議会土木森林環境委員長

4 美しい県土づくり大賞 表彰式

5 基調講演「やまなし景観論」 北村 真一 山梨大学大学院教授

～休憩～

6 美しい県土づくり大賞受賞者による取組みの報告と講評

- ・忍野村「富士山と湧水の織りなす風景を継承するために」
- ・（特）山梨家並保存会「甲州民家集落のまちづくり（甲州民家情報館の利活用）」

設 立 趣 意 書

人は気持ちの良い景色、風景を好み、これらを望める美しく心地よい場所に集まります。このため、山梨県と県下市町村は、住む人が誇りを持って住み続けられ、訪れた人に何度も来てみたいと思っただけのような美しい県土を目指し、各種景観施策の取り組みをはじめたところです。

世界や日本で素晴らしい景観であるといわれる場所では、公的な施設だけでなく、私的な敷地や建物をはじめ周辺の山々や農地などが一体となって美しい景観をつくり出しています。

また、「景観十年、風景百年、風土千年」という言葉もあるように、景観づくりは一朝一夕にできるものではありません。

つまり、景観づくりは行政だけでなく、県民の皆さんとの協働による、息の長い取り組みがなければ成しえないものなのです。

一方、最近では、共通の目的意識を持つ人たちがNPO等を組織して行う活動等も盛んになってきており、行政のみでは対応できない問題を自発的な取り組みによって解決していこうという気運が広がりつつあります。

さらに、事業者においては、社会的責任への意識の高まりにより、地域に根ざした社会貢献活動が充実するなど、まちづくりを担う様々な分野の人材育成が盛んになっています。

これらのことから、県民、事業者、NPOや各種団体、市町村および県などの様々な主体により、全県的かつ継続的な景観づくりを、今後、より一層推進していくためここに「美しい県土づくり推進会議」を設立することといたします。

平成24年1月30日
山梨県美しい県土づくり推進会議

美しい県土づくり推進会議規約(案)

(設置の目的)

第1条 美しい県土づくりに向けた景観形成の取組みを、県民、事業者、専門家、行政等の多様な主体(以下「団体等」という。)の協働・連携により、全県的かつ継続的に推進するため、「美しい県土づくり推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討し活動するものとする。

- (1) 本県の景観を保全、継承するための施策の推進
- (2) 本県の景観を新たに創造するための施策の推進
- (3) 県民の景観意識を育むための施策の推進

(構成)

第3条 推進会議は、前条の目的に賛同した団体等により構成する。

2 推進会議の構成員は別表に掲げる団体等とする。

3 具体的な検討を行う組織として、推進会議の中に「美しい県土づくり推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(代表団体)

第4条 推進会議には、代表団体及び事務局を置くものとする。

2 代表団体は推進会議を代表し、会務を総理する。

3 代表団体は山梨県とする。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、山梨県県土整備部美しい県土づくり推進室に置く。

2 事務局は、推進会議の運営のために必要な事務を処理する。

(推進会議の総会)

第6条 推進会議の総会(以下「総会」という。)は必要に応じて年1回程度開

催する。ただし、代表団体が必要と認めるときは、その他臨時に開催することができるものとする。

2 総会は次の事項を審議するものとする。

- (1) 活動計画
- (2) 規約の改正
- (3) その他重要な事項

3 総会は代表団体が招集するものとする。

4 総会の議事は代表団体が総務する。

5 代表団体は、必要があると認めるときは、団体等以外の者の出席を求めることができるとする。

6 総会は、団体等の過半数の出席をもって成立し、出席した団体等の賛同をもって議事を決する。但し、賛同の確認が困難な場合は、半数以上の挙手により総会の議事を決するものとする。

7 やむを得ない理由のため総会に出席できない団体等は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって賛否の意思を示し、又は出席する他の団体等に表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(委員会)

第7条 委員会は、推進会議の具体的な検討組織として代表団体が設置し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 推進会議の企画・運営に関すること

(2) 美しい県土づくりのための施策全般に対する助言に関すること

(3) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと

2 委員会の委員は8名以内とし、景観に関して造詣の深い県内外の有識者等をもって充てるものとする。

3 委員の任期は2年とし再任を妨げない。なお、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置く。

5 委員長は委員の互選により選出し、委員会の会務を総理する。

6 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 7 委員会の議長は委員長をもって充てるものとする。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができるものとする。
- 9 委員長は特別の事項を調査・検討する必要があるときは、委員会のもとに専門部会を設置することができるものとする。

(情報公開)

第8条 推進会議の運営に支障が生じるおそれのない限り、希望する者に、会議の傍聴や写真撮影等を認めるものとする。

2 総会、委員会及び専門部会における会議録を作成した場合は、原則公開するものとするが、発言者の法人名・個人名は記載しないものとする。

(入会・退会手続き)

第9条 推進会議へ入会しようとする者がある場合は、その者の申し出により、委員会が定める基準に基づき事務局がこれを承認し、その旨を直近の総会に報告するものとする。

2 推進会議を退会する場合は、構成員が事務局に申し出ることをもって認め、総会に報告するものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、総会に諮ってこれを定めるものとする。

附則 この規約は、平成23年7月11日から施行する。
この規約は、平成24年1月30日から施行する。
この規約は、平成25年2月1日から施行する。

(参考)

美しい県士づくり推進委員会委員名簿

H24.7 現在

| 氏名 (50音順) | 役職等 | 備考 |
|--------------|-------------------------|-----|
| 大山 勲 | 山梨大学大学院医学工学総合研究部 教授 | |
| 小野 良平 | 東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授 | |
| 加藤 幸枝 | 色彩計画課、武蔵野美術大学非常勤講師 | |
| 宜保 佳子 | 国土交通省関東地方整備局建政部計画管理課長 | |
| 北村 眞一 | 山梨大学大学院医学工学総合研究部 教授 | |
| 中村 良夫 | 東京工業大学名誉教授 | 委員長 |

専門家

18 名

石井 信行
 泉 桂子
 大塚 広夫
 大山 勲
 小野 良平
 加藤 幸枝
 神谷 博
 北村 眞一
 宜保 佳子
 久保田 要
 島津 勝弘
 中村 良夫
 樋口 忠彦
 前田 昭彦
 箕浦 一哉
 八木 幸二
 吉川 仁
 吉田 慎悟

NPO法人

34 団体

芦安ファンクラブ
 えがおつなげて
 乙女高原ファンクラブ
 環境を守る会
 協働で素敵にまちづくり
 南アルプス共和国
 清里観光振興会
 黒平自然の森学校
 koshuかつめま文化研究所
 甲州元気村
 甲府駅北口まちづくり委員会
 コロボックル
 敷島棚田等農耕文化保存協会
 獣害対策支援センター
 多摩源流こすげ
 つなぐ
 都留環境フォーラム
 都市農村交流支援センター
 日本上流文化圏研究所
 白州町観光協会
 ふえふき旬感ネット
 富士川下り研究会
 富士山地域創造
 富士山麓観光まちづくり研究所
 フジヤマフォーラム
 プロジェクト・あい
 文化資源活用協会(※)

HOPE笛吹
 緑あふれる街づくり
 南アルプスファームフィールドトリップ
 未来の荒川をつくる会
 八ヶ岳南麓景観を考える会
 山梨家並保存会
 山梨ガバメント協会
 山梨まちづくり研究会

住民活動団体

38 団体

甘利山倶楽部
 市川地区中央部まちづくり懇談会
 大月駅前を考える会
 大月商店街協同組合
 御山倶楽部
 かのがわ古道の会
 上高砂まちづくりプロジェクト
 河口地区の街並みを考える会
 財団法人キープ協会
 甲府駅南口のまちづくり研究会
 一般社団法人甲府青年会議所
 山賊
 塩の山赤松を守る会
 自然いろシート普及委員会
 新世紀甲府城下町研究会
 台ヶ原ふるさとづくり協議会
 西清里区朝日ヶ丘班景観委員会
 富士五湖観光船協会山中湖支部
富士山歴史の道を守る会(※)
 有限会社ぶどうばたけ
 富根都クラブ
 ホトリプロジェクト
 本町大好きおかみさん会
 有限会社まちづくり小淵沢
 緑のネットワーク21
 南アルプス市アヤメを育てる会
門内活性化委員会(※)
 八ヶ岳歩こう会
 八ヶ岳自然ガイド協会
 八ヶ岳南麓風景街道の会
 八ヶ岳ネットワーク
 山中湖漁業協同組合
 やまなし朝の市の会
 山梨市観光協会
 山梨市ボランティア 観光ガイドの会
 やまなしフットバスリンク
谷村地域協働のまちづくり推進会(※)
 竜王駅魅力発信協議会

公的団体・事業者

59 団体

甲府商工会議所

() は、今年度の新規入会団体

社団法人全日本不動産協会
 山梨県本部
多摩川源流研究所(※)
 富士吉田商工会議所
 社団法人やまなし観光推進機構
 山梨経済同友会
 山梨県医師会
 財団法人山梨県環境整備事業団
 山梨県技能士会連合会
 山梨県経営者協会
 公益財団法人山梨県下水道公社
 公益社団法人山梨県建設技術センター
 社団法人山梨県建設業協会
 一般社団法人山梨県建設コンサルタンツ協会
 社団法人山梨県建築士会
 社団法人山梨県建築設計協会
 山梨県広告美術業協同組合
 山梨県高等学校PTA連合会
 社団法人山梨県産業廃棄物協会
 社団法人山梨県歯科医師会
 山梨県住宅供給公社
 山梨県商工会連合会
 山梨県職業能力開発協会
 山梨県森林組合連合会
 社団法人山梨県造園建設業協会
 山梨県造園建設業協同組合
 社団法人山梨県測量設計業協会
 山梨県測量設計業協同組合
 社団法人山梨県宅地建物取引業協会
 山梨県中小企業団体中央会
 山梨県道路公社
 山梨県都市計画協会
 山梨県土地改良事業団体連合会
 山梨県農業協同組合中央会
 山梨県PTA協議会
 一般社団法人山梨県薬剤師会
 社団法人山梨県猟友会
 社団法人山梨県老人クラブ連合会
 山梨広告協会
 山梨デザイン協会

株式会社NTTドコモ山梨支店(※)

エフエム富士
 株式会社テレビ山梨
 東海旅客鉄道株式会社
 東京ガス山梨株式会社
 東京電力株式会社山梨支店
 東電広告株式会社山梨支社
 中日本高速道路株式会社 八王子支社
 日本放送協会甲府放送局
 東日本電信電話株式会社 山梨支店
 東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社

富士急行株式会社
 財団法人山梨県交通安全協会
 山梨県タクシー協会
 社団法人山梨県トラック協会
 社団法人山梨県バス協会
 山梨交通株式会社
 株式会社山梨日日新聞社
 株式会社山梨放送

教育機関

4 団体

**東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林
 富士癒しの森研究所(※)**
 山梨県立甲府工業高校 建築科
 山梨県立富士北稜高校 建築デザイン系列
 国立大学法人山梨大学工学部

行政関係

32 団体

国土交通省 関東地方整備局
 国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所

 山梨県
 山梨県教育委員会
 山梨県警察本部

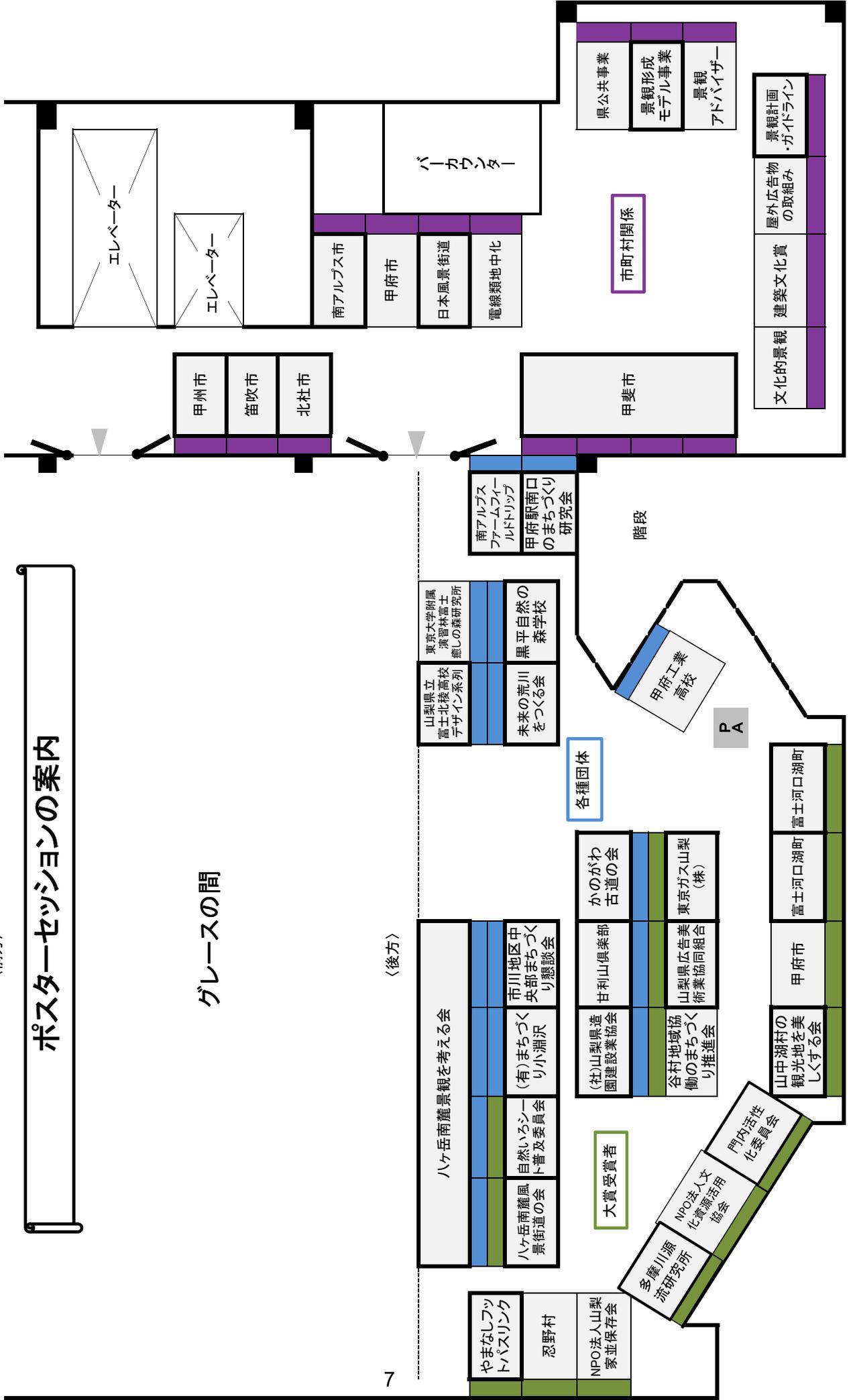
 甲府市
 富士吉田市
 都留市
 山梨市
 大月市
 韮崎市
 南アルプス市
 北杜市
 甲斐市
 笛吹市
 上野原市
 甲州市
 中央市
 市川三郷町
 早川町
 身延町
 南部町
 富士川町
 昭和町
 道志村
 西桂町
 忍野村
 山中湖村
 鳴沢村
 富士河口湖町
 小菅村
 丹波山村
合計 167 団体

〈前方〉

ポスターセッションの案内

グレースの間

〈後方〉



美しい県土づくり大賞 受賞者一覧

美しい県土づくり大賞 活動賞

| 受賞者 | 活動内容 |
|------------------|---|
| 忍野村 | 景観計画において水辺景観形成の重点地区と位置づけた、忍野八海周辺と新名庄川沿いにおいて、平成18年度より国の街なみ環境整備事業、平成23年度より県の景観形成モデル事業を活用して、住民との協働による良好な水辺景観づくりを積極的に推進して、他の模範となる顕著な成果をあげている。 |
| NPO法人 山梨家並保存会 | 甲州市下小田原の上条集落における、伝統的な建築様式の甲州民家を復活して情報発信基地として利活用する取り組みは、歴史的景観の保全と地域全体の景観形成に寄与するとともに、まちづくりの機運の高揚につながるなど、他の模範となる活動を積極的に推進し顕著な成果をあげている。 |
| やまなし フットパスリンク | 県内各地の団体等が設定した、200を超える周遊のためのルート(フットパス)に関連する活動を連携、フットパスコースの紹介、フットパスツアーの企画、フットパスを案内する人材の育成等、地域の魅力を再確認し景観を楽しむ多様な取り組みを積極的に推進し顕著な成果をあげている。 |

美しい県土づくり大賞 奨励賞

| 受賞者 | 活動内容 |
|---------------------|--|
| 自然いろシート 普及委員会 | 地域の景観になじみにくいブルーシートに代る、景観に配慮した自然色シートの普及に積極的に取り組み、認知度が向上している。 |
| 多摩川源流研究所 | 多摩川源流地域の特性を生かした景観計画の策定を牽引するとともに、具体的な景観形成活動を着実に推進している。 |
| 東京ガス山梨(株) | 甲府城趾をはじめとする周辺の景観に配慮したガスタンクの塗り替えに積極的に取り組んだ。 |
| 富士河口湖町 | 世界文化遺産の構成資産のひとつである河口浅間神社の参道の雰囲気を生かした河口地区の景観まちづくりを推進している。 |
| NPO法人 文化資源活用協会 | 歴史的な建造物である津金学校の景観に配慮した整備に産官学が協働して積極的に取り組んでいる。 |
| 門内活性化委員会 | 身延山の門前町活性化のため、景観に関する勉強会等を積極的に行う中で、景観計画における重点地区に位置づける機運が高まっている。 |
| 八ヶ岳南麓 風景街道の会 | 防護柵や安全柵を白や赤白から景観色に塗り替えるイベントを、住民と行政が協働して積極的に取り組んでいる。 |
| 山中湖村の観光地 を美しくする会 | 世界文化遺産の構成資産のひとつである山中湖の景観をよりよいものとするため、クリーンアップ作戦を積極的に推進している。 |
| 山梨県広告美術業 協同組合 | 山梨県における良好な景観形成のために、屋外広告物に関する各種の取り組みを積極的に推進している。 |
| 谷村地域協働の まちづくり推進会 | 地域の景観資源を再確認して「平成の谷村八景」を選定する取り組み等を、市民を巻き込んで積極的に推進している。 |
| 甲府市 | 甲府駅北口整備の一環として、ペDESTリアンデッキ内に周辺の景観に配慮した木製案内看板を設置した。 |
| 富士河口湖町 | 看板を集合化し乱立する野立て看板を撤去して、よりよい景観形成を図る取り組みを積極的に進めている。 |

やまなしの美しい県土実現に向けて ～山梨県美しい県土づくり推進宣言～

人は気持ちの良い景色、風景を好み、これらを望める美しく心地よい場所に集まります。そして、こうした素晴らしい景観であると賞賛される場所は、公的な施設だけでなく、私的な敷地や建物をはじめ周辺の間々や農地などが一体となって美しい景観をつくり出しています。

本県は世界に誇る富士山をはじめとする、一級の自然景観に恵まれ、さらには歴史的、文化的な積み重ねによって形成され、私たちの暮らしに潤いをもたらす、地域に対する誇りと愛着を生み出すとともに、訪れる人々にも感銘を与えてきた、個性のある景観が形づくられてきています。

県民の大きな誇りであり、かけがえのない財産である、ふるさと山梨の美しい景観を保全し、さらに磨きをかけ、次代に継承していくことは、現代に生きる私達に課せられた重大な責務であると深く認識し、景観づくりに対する自覚と見識をもって、自ら継続的に空間の質を高める取り組みを起こしていかなければならないと考えます。

「景観十年、風景百年、風土千年」という言葉があるように、景観づくりは一朝一夕にできるものではなく、息の長い取り組みが必要です。

このため、住む人が誇りを持って住み続けられ、訪れた人に何度も来てみたいと思っただけのような、美しく風格のある、世界に開かれた山梨の実現に向けて、本日集った県民、事業者、NPOや各種団体そして行政等の幅広い主体が協働・連携し、全県的かつ継続的な景観づくりにより一層積極的に取り組んでいくことをここに宣言いたします。

平成24年1月30日

山梨県美しい県土づくり推進大会参加者一同